

インディペンデント・レコード製作事業者協会

インディペンデント・レコード製作事業者協会として、著作権等管理事業法に関する意見を下記のようにまとめましたので、提出致します。

【1】情報管理・守秘義務について

現在、インターネットを利用した音楽配信の大きな発達により、例えば JASRAC では著作物使用に関して J-TAKT (インターネット、携帯電話等での音楽利用)、J-OPUS (コンサート、イベント)、J-RAPP (楽譜・CD・ビデオ等) 等の登録が本来の音楽関連事業者のみならず、一般企業等により頻繁に行われ、その結果、非常に多くの情報を著作権管理事業者が受け取っている。

これは JASRAC に限らず、ジャパン・ライツ・クリアランスなど、特定の支分権やインタラクティブ配信に関する形態のみの管理を行う管理事業者も現れ、当然これらの権利物を使用する企業が多く情報を報告しているのが現状である。

そこで問題となるのが、単なる著作権者への権利保護ではなく、それら著作物を利用し、使用している一般企業等の情報管理・保護であると思われる。

現在の著作権等管理事業法の第三章「業務」にある条例に付く項目は以下の通りとなる。

- 1、管理委託契約約款
- 2、管理委託契約約款の内容の説明
- 3、使用料規程
- 4、使用料規程の実施禁止期間
- 5、管理委託契約約款及び使用料規程の公示
- 6、利用の許諾の拒否の制限
- 7、情報の提供
- 8、財務諸表等の備付け及び閲覧等

これらは以下の内容に分けられる。

1. 管理事業者の目的の定義と、管理事業者になるための登録に関して
2. 使用料規定関連と使用料規定の公示に関して、及び、取り扱っている著作物に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報の利用者に対するの提供に関して
3. 著作権管理事業者としての業務に係る貸借対照表、事業報告書その他の文部科学省令で定める書類作成と保存に関して

上記の内容で表されたとおり、第三章「業務」に定める第 11 条から第 18 条の中には情報を受け取り、それを管理するべき立場にある事業者が、権利者及び利用者に対する本来の義務である各種情報に関する守秘義務の条が含まれていない。

また、守秘義務の範囲に含まれるものではあるが、目的外での情報の使用禁止等に関する記述もない。

この状況では、著作物を使用した一般企業の重要な情報が流出した場合でも、個々の企業の判断で裁判等を起こすしか、情報流出に対する管理事業者への責任追及を出来ないこととなる。

さらに第四章「監督」に定める第 19 条から第 21 条に付く項目は以下の 3 項目である。

1. 報告徴収及び立入検査
2. 業務改善命令
3. 登録の取消し等

出来れば文化庁長官は、管理事業者に対して守秘義務の厳守を監督すべきはずであり、この第四章にも、守秘義務を監督する等の条が必要と考えられる。

その結果として第七章「罰則」に、守秘義務違反に対する条が加われば理想的となり、管理事業者の使用数の情報を提出している一般利用者・企業の利益の損失を、できる限り防ぐことが可能となる。

【2】管理事業者の適格性について

1. 音楽を普及する形態又購入する方法が多様化しており、著作権管理事業者がどのように許可されるのか、我々一般には公表されていない。
2. 今後は特に注目すべきは、アジア地域の著作権管理事業者の適格性と、どの様に各国と交渉し、明確にして行くか。東南アジアの場合はアメリカ・ヨーロッパに次ぐ音楽の一つの地域となる。
3. 外国曲の権利についても、その管理事業者が正当な権利者であるのか利用者は確認できないことが多い。

【3】複数の管理事業者の出現による使用料の不当利益について

1 枚のアルバムの中に、異なる管理団体の楽曲が含まれる場合、処理の煩雑さを理由に商品化されにくくなる可能性がある。よって、処理作業を簡略化する必要があると考えられる。